

日田市地域公共交通利便増進実施計画策定調査業務委託に係る公募型プロポーザル審査要項

1. 審査の対象者

このプロポーザルの審査対象となる事業者は、参加申込書等及び提案書等を提出し、実施要領第8条第3項により参加資格が有ると通知された者に限る。

2. 審査方法

- (1) 協議会が別に設置する「日田市地域公共交通利便増進実施計画策定調査業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）が参加者の提案書等プレゼンテーションによりヒアリング審査を行うものとする。
- (2) 評価項目、評価内容及び配点は表1、評価基準は表2のとおりとする。
- (3) 審査は、委員会の各委員が参加者ごとに、表1の評価内容を表2の判断基準で評価し、表1の配点に表2の基準率を乗じて得点を行い、最高得点の者を受託候補者として決定する。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は審査対象から除外する。
 - ① 提出書類について、「日田市地域公共交通利便増進実施計画策定調査業務に係る公募型プロポーザル募集要項」に定める提出方法に適合しない場合
 - ② 提案書の提案内容に疑義がある場合
 - ③ ヒアリング審査会を欠席した場合
 - ④ 見積書合計額（税込）が見積限度額を超えている場合
 - ⑤ 参加者及びその協力者がこの業務のプロポーザル手続において、不正行為（審査関係者に対する不当な活動を含む。）を行ったと認められる場合
- (5) ヒアリング審査の概要は以下のとおりとする。
 - ① 参加者からの提案書に関する概要説明 20分以内
 - ② 委員から参加者へのヒアリング 10分程度
 - ③ 参加者の出席人数は3人以内とする。
 - ④ 提案書に記載された内容を補足説明するため、プレゼンテーションを行っていただきます。この場合においては、スクリーン及び電源は市が用意し、その他の必要機器（パソコン、プロジェクター、ケーブル類等）は参加者が持参するものとする。
 - ⑤ 説明用の追加資料の提示及び配付はできない。
 - ⑥ 審査の順番は、協議会事務局が決定するものとする。
- (6) 審査会場、時間等は、後日、該当者に通知する。
- (7) 審査結果は、審査を受けたすべての者に通知する。
- (8) 審査結果の問い合わせ及び異議申し立ては、一切受け付けない。

【得点方法】 得点＝配点＜表1＞×基準率＜表2＞

得点は、＜表1＞の評価内容毎に、＜表2＞の判断基準により評価を行い、＜表1＞の配点に＜表2＞の基準率を乗じることで得点を計算し、合計得点を算出する。

<表1>

評価項目	評価内容	配点	評価	得点
①企業の経験・実施体制	本業務と同種又は類似の業務及び地域公共交通計画等の策定業務の受託実績は豊富か	10		
	担当者の実績が豊富で、問合せに迅速に対応でき、確実な業務を遂行できる体制となっているか	10		
②実施方針・工程	業務の工程（スケジュール）は具体的であり、かつ、実行可能な内容となっているか	10		
③提案内容	仕様書の業務内容について提案がなされ、趣旨を理解した具体的な提案となっているか	15		
	日田市の公共交通の抱える課題や問題点に対応し、現実的な施策を提案しているか	15		
	目標達成状況の評価時に検証可能な指標の設定を提案しているか	10		
	提案内容が日田市地域公共交通計画の内容を踏まえたものとなっているか	10		
	プレゼンテーションが解りやすく、説得力があり、質問に対して的確な回答がなされたか	10		
④適切な見積	見積価格は、提案内容を勘案して妥当であり、経費の内訳が適正かつ明確に示されているか	10		
合計		100		

<表2>

評価	判断基準	基準率
A	優れている	1.0
B	おおむね優れている	0.8
C	内容の4割程度が不十分である	0.6
D	内容の6割程度が不十分である	0.4
E	内容の8割程度が不十分である	0.2
F※	内容に疑義がある	0

※内容が仕様に即していない、抽象的で具体的でないなど